

## 【令和5年度用】

### 「トップレベル事業所における一部項目における暫定取扱い」について

令和4年度の認定申請及び適合状況報告（令和3年度実績評価）と同様、令和5年度の認定申請及び適合状況報告（令和4年度実績評価）時は、以下の暫定取扱いを適用することができます。

#### 1. 暫定取扱い概要

令和5年度の認定申請及び適合状況報告にて令和4年度の実績を評価する際、新型コロナウイルス感染防止対策実施により取組が困難な項目については、以下の評価方法を取り入れることを認めます。

対象評価項目： I 一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7 及び 4.8 の評価項目を除く。）及び  
III 事業所及び設備の運用に関する事項について

暫定取扱い内容： ① 任意期間において、**令和元年度実績**での評価も可  
② 任意項目での、**令和元年度実績**での評価も可

（詳細は、次ページの参考「任意期間・項目における実績評価例」をご覧ください）

#### 【補足】

以下評価項目につきましては、補足説明がありますのでご確認をお願いします。

評価項目	概要
I.1.1 CO <sub>2</sub> 削減推進会議等の設置及び開催	CO <sub>2</sub> 削減推進会議については、WEB会議のようなICTを活用した双方向の会議手法もご活用ください。
II 3b.13 (区分II 2a.10) CO <sub>2</sub> 濃度による外気量制御の導入	「CO <sub>2</sub> 濃度の900ppm以上への調整」という記述に関しては、新型コロナウイルス感染症対策による暫定的な取扱いを認める。  ※その他、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、「I一般管理事項」「III事業所及び設備の運用に関する事項」に類似した判断基準の項目がある場合等は、暫定的な取扱いが認められる場合がある。



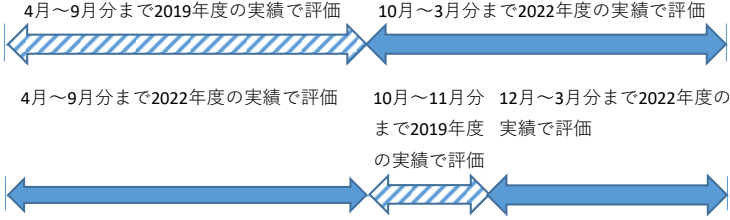
※上記を考慮しても、なお取組が困難な項目があれば、お問い合わせください。

#### 2. 暫定取扱いにて評価する場合

令和4年度と同様に、令和5年度の認定申請及び適合状況報告にて、上記内容で評価する項目がある場合は、別添「令和4年度実績における暫定取扱い項目一覧」を記載の上、ご提出をお願いいたします。

（別添「令和4年度実績における暫定取扱い項目一覧」につきましては、令和5年度当初に認定申請、適合状況報告のHP上に掲載予定です。）

参考「任意期間・項目における実績評価例」

令和5年度（2023年度）認定申請年度・適合状況報告年度	（従来）	（変更後）
I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目 及びII 建物及び設備性能に関する事項に関して	2022年度末時点の状況で評価 	同左（原則変更なし）
I 一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目を除く。） 及びIII 事業所及び設備の運用に関する事項について	2022年度の年間を通した継続的な実績で評価 	<p>① 任意期間（全期間も可）において2019年度の実績での評価も認める。</p> <p>例)</p>  <p>② 評価項目ごとに、2019年度の実績での評価も認める。</p> <p>（注意）ただし、①②において、根拠書類の元となるデータ等は2019年度、2022年度のいずれかの年度で統一すること</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>例1) ア □□ →2022年度データで満たしている                      イ △△ →2019年度データで満たしている                      ウ ◇◇ →2022年度データで満たしている                      →この場合、ア、イ、ウの判断基準において別の年度のデータが根拠資料となっているため、判断基準を満たしていると認められない。</p> <p>例2) (1) □□ →2022年度データで満たしている                      (2) △△ →2019年度データで満たしている                      →この場合、(1)、(2)の判断基準において別の年度のデータが根拠資料となっているため、判断基準を満たしていると認められない。</p> <p>例外)                      「I 1.1 CO2削減推進会議等の設置及び開催」は3種類の評価項目があるため、判断基準(1)、(2)、(3)それぞれで2019年度、2022年度実績を選択可能。</p> </div> <p>※ 上記①、②を考慮しても、なお評価困難な項目があれば、相談窓口にお問い合わせください。ただし、意見・要望が認められない場合がございます。</p>